

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	母子及び父子福祉資金の貸付等事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、母子及び父子福祉資金の貸付等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子福祉資金の貸付等事務
②事務の概要	配偶者のない女子及び男子であって現に児童を扶養しているもの、又は、母子福祉団体に対し、必要な資金を貸し付けている。 特定個人情報ファイルは、福祉資金貸付及び償還の決定・変更事務、債権管理に活用している。
③システムの名称	1 貸付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉資金貸付業務台帳システム(福祉資金貸付業務DB)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表63の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 3 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(東京都条例) 第2条第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 番号法 第19条8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 【情報照会】 88の項、第90条 【情報提供】 42、125、161の項 第44条、第127条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6085
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	十分である 特定個人情報を取り扱う全職員に対し、研修に参加させている。 ・未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じる。 ・ヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な研修や内部監査等を実施する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月2日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項	番号法第9条第1項 別表第一の43の項及び東京都条例「特別区における東京都の事務処理の	事後	
平成28年6月10日	5.評価実施機関における担当 部署	生活福祉課長 三浦 博司	生活福祉課長 倉松 邦多	事後	
平成29年6月9日	4.情報提供ネットワークによる 情報連携	未定	実施する	事後	
平成29年6月9日	②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の63	事後	
平成29年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成26年3月31日 時点	1,000人未満 平成29年5月24日 時点	事後	
平成30年5月26日	5.評価実施機関における担当 部署	生活福祉課長 倉松 邦多	生活福祉課長	事後	
平成30年9月14日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項及び東京都条例「特別区における東京都の事務処理の	1 番号法第9条第1項 別表第一の43の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及	事後	
平成30年9月14日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の63	1 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】63の項	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対応		項目追加	事後	様式変更のため
令和1年6月18日	②事務の概要	配偶者のない女子及び男子であって現に児童を扶養しているもの、又は、母子福祉団体に對し、	配偶者のない女子及び男子であって現に児童を扶養しているものに対し、必要な資金を貸し付け	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－3 個人番号の利用 法令上の根拠	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目－3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和3年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	令和2年5月30日 時点	令和3年5月11日 時点	事後	
令和3年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年5月30日 時点	令和3年5月11日 時点	事後	
令和4年6月16日	1 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	1 番号法第19条第7号 別表第二	1 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	令和3年5月11日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年5月11日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅳ－8監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	令和3年度にICT推進担当による内部監査を行ったため
令和5年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	令和4年5月20日 時点	令和5年5月26日 時点	事後	
令和5年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年5月20日 時点	令和5年5月26日 時点	事後	
令和6年8月26日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	令和5年5月26日 時点	令和6年5月16日 時点	事後	
令和6年8月26日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年5月26日 時点	令和6年5月16日 時点	事後	
令和7年6月27日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の43の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 3 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(東京都条例) 第2条第31項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表63の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 3 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(東京都条例) 第2条第31項	事後	
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会】63の項 【情報提供】26、30、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会】第34条 【情報提供】第19条、第44条 ※番号法第19条第8号 別表第二 30の項は、主務省令が制定されていない。	1 番号法 第19条8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 【情報照会】88の項、第90条 【情報提供】42、125、161の項 第44条、第127条、第163条	事後	
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年5月16日時点	令和7年5月12日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は	事後	
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月27日	当該対策は十分か(再掲) 判断の根拠	—	十分である 特定個人情報を取り扱う全職員に対し、研修に参加させている。 ・未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じる。 ・ヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な研修や内部監査等を実施する。	事後	